

# 第二期山武市成年後見制度 利用促進基本計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

山武市

## はじめに

---

高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化など社会情勢が大きく変化する中、山武市では、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組んでまいりました。

平成30年度には、山武市とさんむ成年後見支援センターとを基盤とした「中核機関」を他市に先駆けいち早く立ち上げるとともに、認知症等で支援を必要とされる方が適切に制度を利用することができるよう、関係機関と連携し、利用促進、充実を図ってきたところです。

今般策定致しました本計画は、これまでの山武市の取組を更に充実強化し推進するためのもので、成年後見制度の利用を含めた包括的な支援が行き届く地域共生社会の早期実現を目指した内容となっています。

成年後見制度の需要がますます高まっていくことが予想される中、制度について、より多くの皆様に知っていただき、地域、司法、関係事業者と行政とが連携を深めながら、基本理念である「誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせるまち さんむ」の実現に向け、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。今後とも、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や幅広い見地から熱心なご審議を頂きました山武市成年後見支援会議の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

山武市長 松下 浩 明



# 目 次

<b>第1章 計画策定の基本事項</b>	<b>1</b>
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
<b>第2章 山武市における現状と課題</b>	<b>7</b>
1 山武市における人口構成	7
2 高齢者の現状と課題	8
3 障がい者の現状と課題	13
4 山武市を取り巻く成年後見制度に関する取り組みの現状と課題	15
<b>第3章 計画の考え方</b>	<b>24</b>
1 基本理念	24
2 基本方針	24
3 施策の体系	26
<b>第4章 施策内容</b>	<b>27</b>
基本方針1 利用者がメリットを実感できる制度運用	27
基本方針2 権利擁護支援の地域連携の強化	29
基本方針3 制度の理解促進と適正な運用	31
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>33</b>
1 計画の推進体制	33
2 計画の評価	33
<b>参考資料</b>	<b>34</b>

# 第1章 計画策定の基本事項

## 1 計画の趣旨

### (1) 基本計画策定の背景

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は、平成29年3月に一期目の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和4年3月に二期目の新たな基本計画（以下「国の基本計画」という。）を閣議決定しました。促進法第14条第1項においては、市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとされています。

このため、本市においては、市の責務として、国の基本計画を勘案した「第二期山武市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市の基本計画」という。）を策定し、本市の成年後見制度の更なる利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に、強化推進していくこととしました。

### (2) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、成年後見人等が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度です。

「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とするもので、法定後見制度と任意後見制度とがあります。

#### 【法定後見制度】

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な場合に、申立により家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型に分けられます。

類型	対象	成年後見人等が同意、取り消すことができる行為	成年後見人等が代理できる行為
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	原則として全ての法律行為	原則として全ての法律行為
保佐	判断能力が著しく不十分な方	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
補助	判断能力が不十分な方	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

#### 【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を定め、支援してほしいことをあらかじめ決めておく制度です。

#### 【成年後見人の職務】

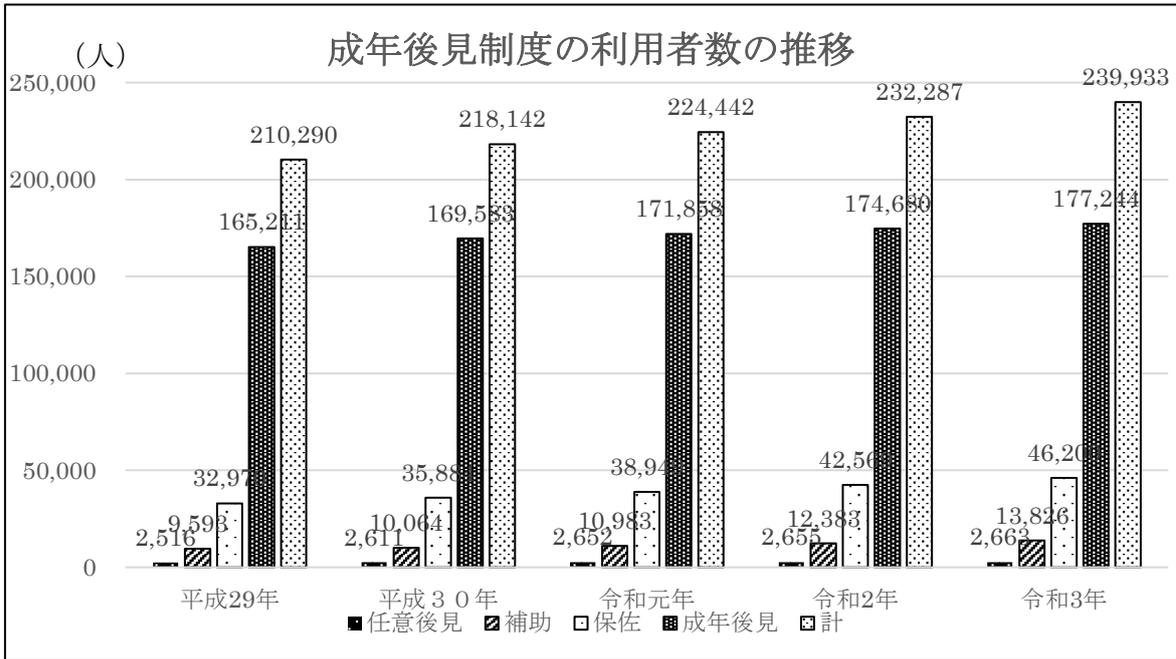
成年後見人の職務には、大きく分けて「身上保護」と「財産管理」とがあります。

身上保護	本人の生活、療養看護など身上保護に関する事務 ≪具体例≫介護、生活維持に関する事務や住居の確保、 施設の入退所に関する事務など
財産管理	財産の保存、財産の性質を変えない範囲内での利用、改良を目的とする行為 ≪具体例≫毎月の収入、支出の把握、管理、 預貯金、年金、有価証券、保険契約等の管理

### (3) 全国の概況【現状】

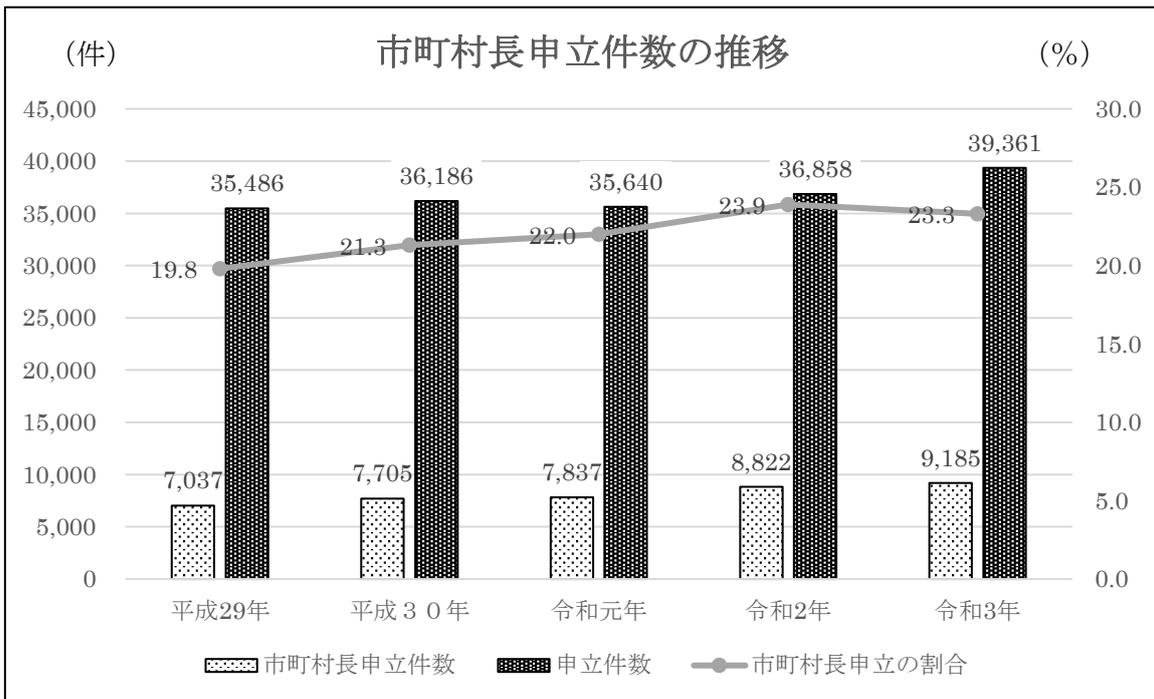
成年後見制度利用者は、平成29年には約21万人でしたが、令和3年には約24万人と3万人増加しています。内訳としては、成年後見の利用が最も多くな

っています。



(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(平成29年～令和3年)に基づき作成)

後見等申立件数は、制度発足以来毎年増加傾向にありましたが、近年では3万5千件程度で横ばい状態となっています。また、市町村長申立件数は年々増加傾向にあります。



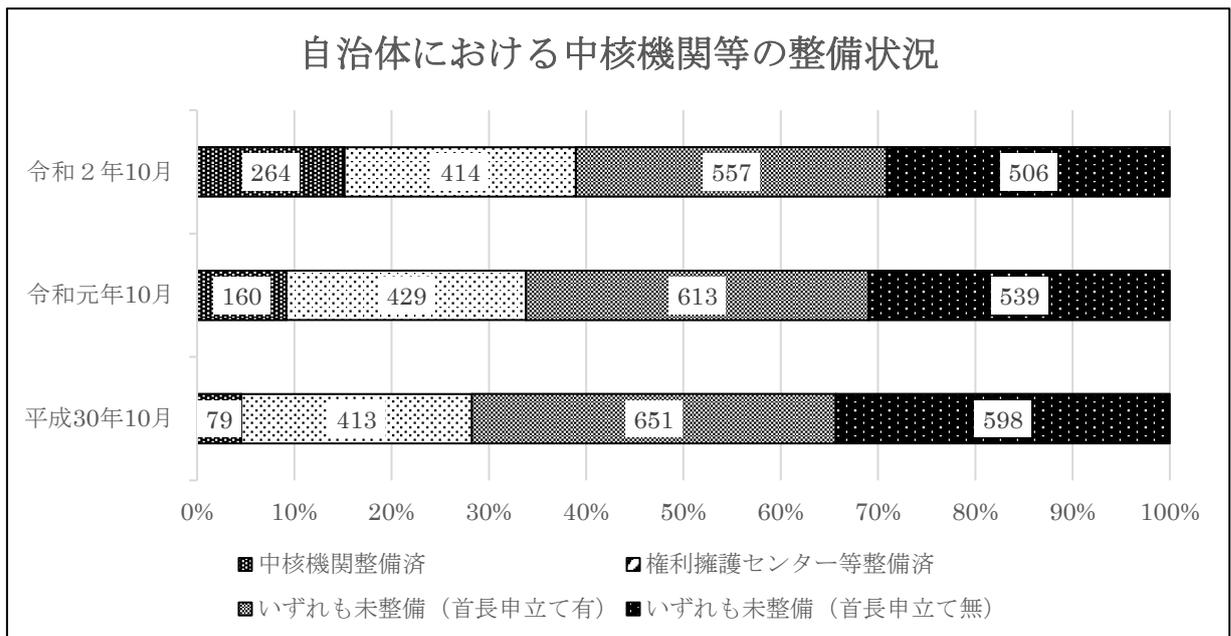
(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(平成29年～令和3年)に基づき作成)

後見人等と本人との関係については、親族の割合が19.9%、専門職（弁護士、司法書士等）の割合が69.2%となっており、専門職の割合が親族を大きく上回っています。市民後見人については、0.8%となっています。

成年後見人等と本人の関係別件数					
関係	件数（件）	割合（%）	関係	件数（件）	割合（%）
配偶者	580	1.5	税理士	56	0.1
親	498	1.3	行政書士	1,301	3.3
子	4,169	10.5	精神保健福祉士	51	0.1
兄弟姉妹	1,196	3.0	社会保険労務士	108	0.3
その他親族	1,409	3.6	市民後見人	320	0.8
弁護士	8,207	20.7	その他法人	2,429	6.1
司法書士	11,965	30.2	その他個人	114	0.3
社会福祉士	5,753	14.5			
社会福祉協議会	1,415	3.6	計	39,571	100.0

（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（令和3年）に基づき作成）

中核機関を整備した自治体件数は、年々増加傾向にあります。また、権利擁護センター等を整備した自治体と合わせても半数に及ばない状況です。



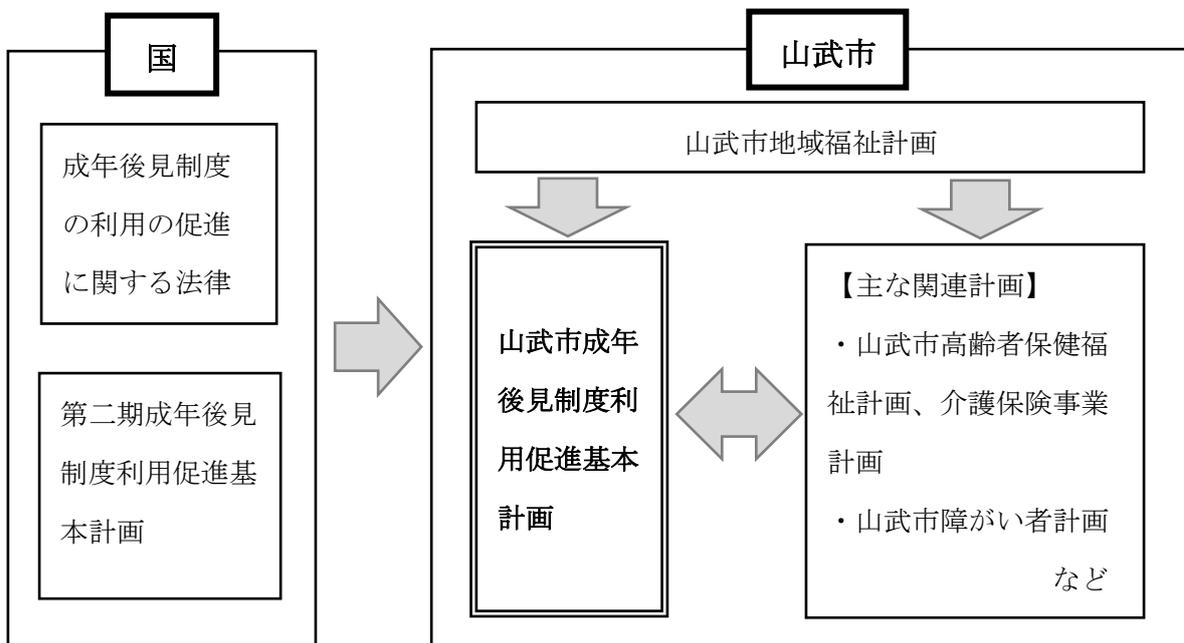
（厚生労働省「成年後見制度の現状」（令和3年3月）に基づき作成）

## 2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、市における成年後見制度利用促進に係る基本的な方向性や具体的な事業、取組を示すものです。

計画の推進にあたっては、山武市地域福祉計画や山武市障がい者計画等の関連計画との整合、連携を図ります。

### 計画の位置づけ



成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 計画の期間

今回策定する市の基本計画は、国の基本計画を勘案して、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画の期間として定めます。

次期計画については、国の動向を踏まえ、令和10年度以降分の計画を策定することになります。

	R5	R6	R7	R8	R9
山武市成年後見制度 利用促進基本計画	現行計画期間（第二期） 5年間				
【国】成年後見制度利 用促進基本計画	現行計画期間（第二期）				次期計画
山武市地域福祉計画	次期計画期間（第4次）				（第5次）
山武市高齢者保健福祉 計画、介護保険事業計画	現行計画	次期計画期間（第9期）			（第10期）
山武市障がい者計画	現行計画	次期計画期間（第4次）			

### 4 計画の策定体制

権利擁護に関連のある部署間で、情報の共有化に努め、本市の現状や課題を把握するとともに、今後の方向性などを協議しました。

また、令和5年1月に山武市成年後見支援会議を開催し、司法関係者、福祉関係者より貴重なご意見をいただき、本計画に反映しました。

令和5年2月から3月には、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民から幅広い意見を聴取しました。

《パブリックコメント募集期間》

令和5年2月8日～3月7日

《計画案公表方法》

高齢者福祉課窓口（山武市役所本庁舎1階）

市ホームページ

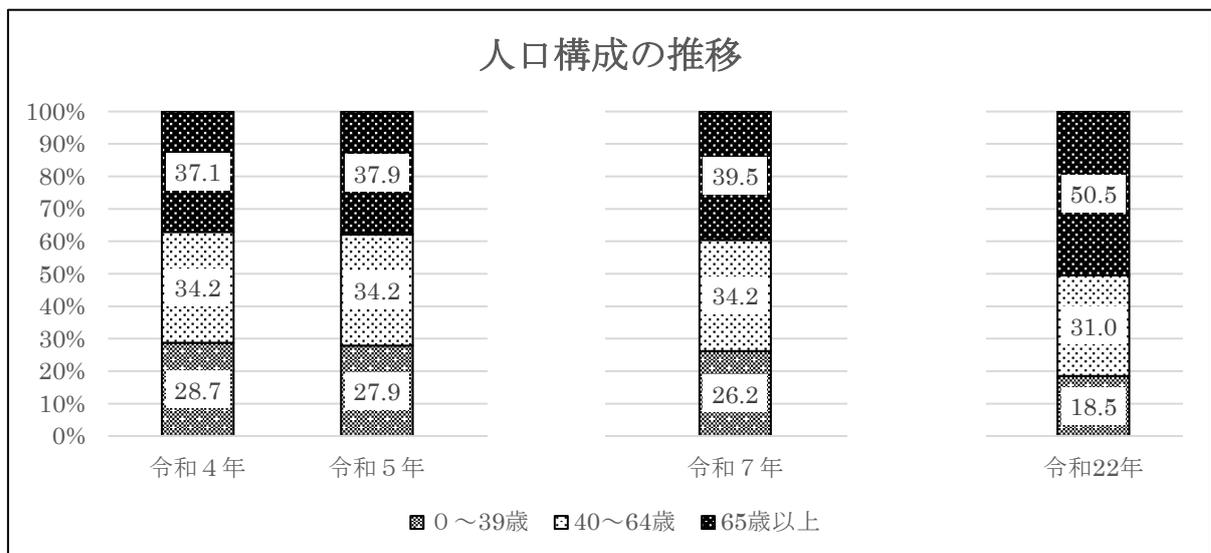
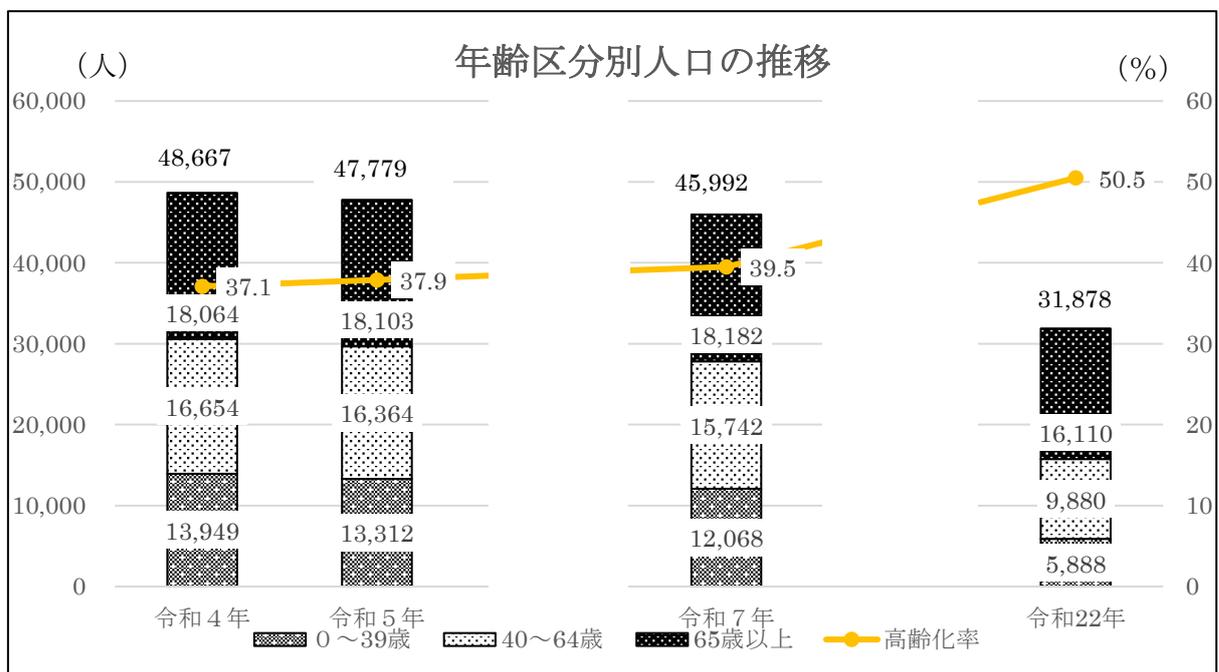
## 第2章 山武市における現状と課題

### 1 山武市における人口構成

#### 山武市の年代別人口構成と高齢化の状況

本市の年代別人口構成と高齢化の状況、またその推計については下図のとおりです。

人口については、全国的な傾向と同様に、総人口の減少と高齢化の進展が見込まれ、令和22年には、総人口31,878人に対して、高齢化率が50.5%となることが推計されています。

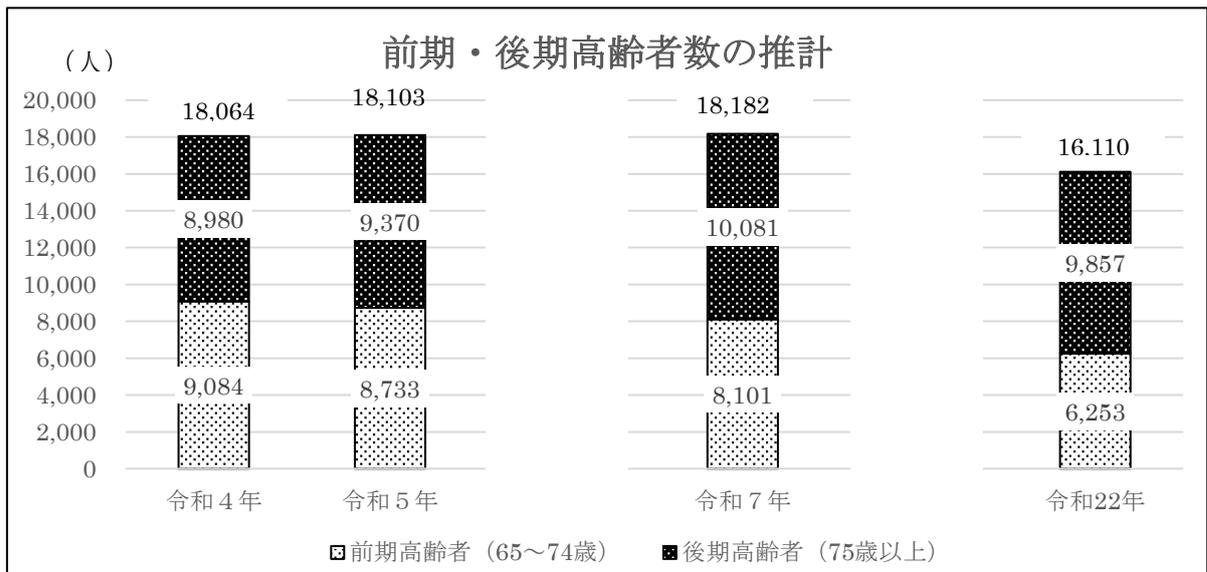


(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

## 2 高齢者の現状と課題

### (1) 前期・後期高齢者数の推計

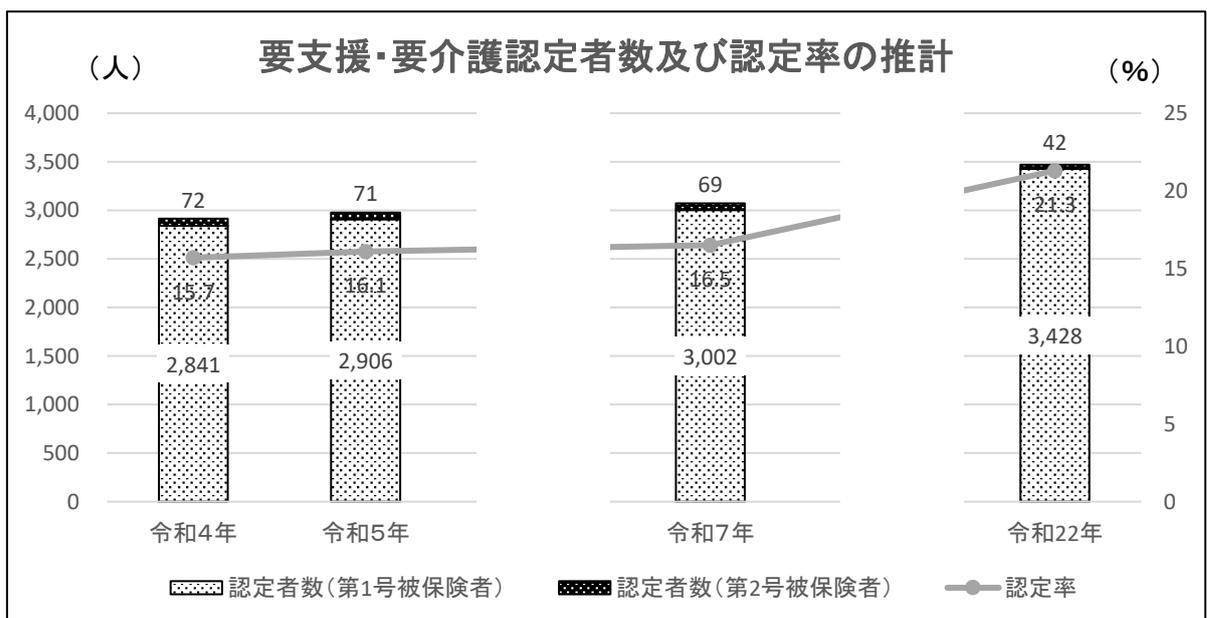
将来推計によると、令和5年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、いわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が75歳以上になる令和7年には、後期高齢者数が1万人を上回ると見込まれます。



(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

認定率は年々増加傾向にあり、令和7年には16.5%、令和22年には21.3%にまで増加すると見込まれます。

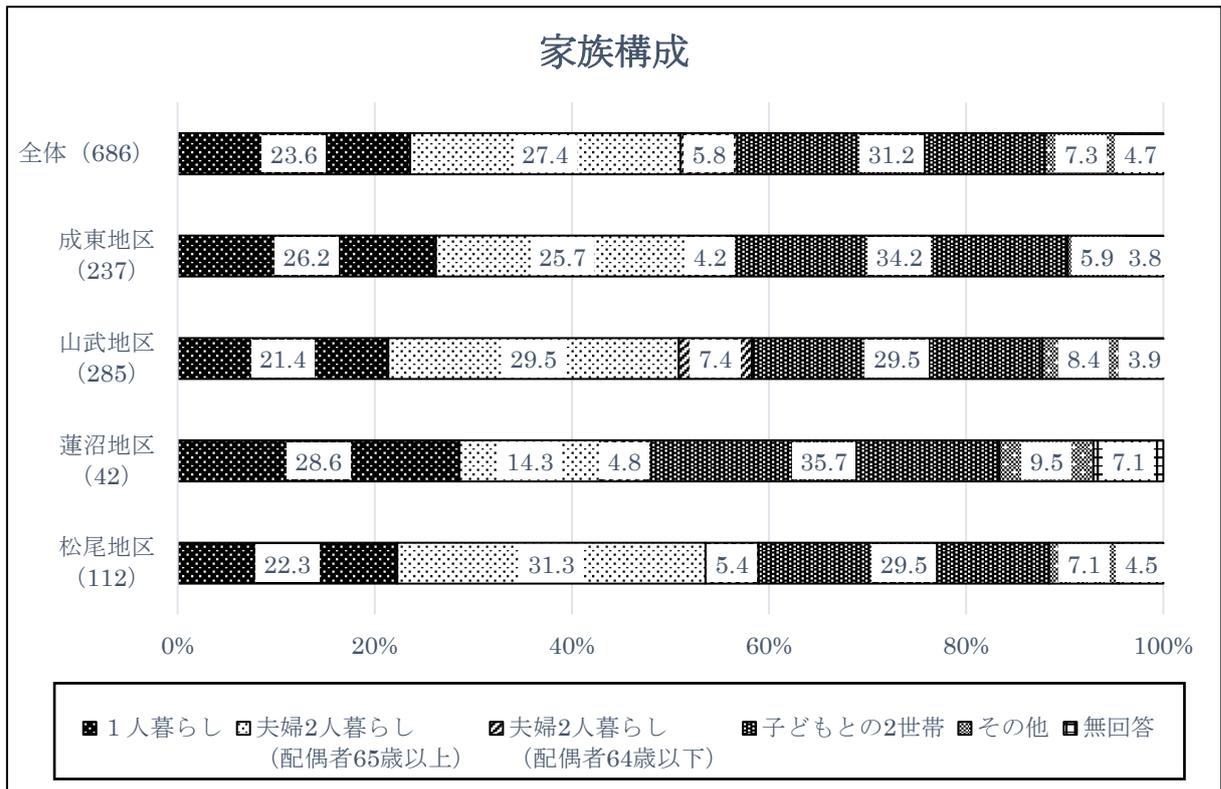


(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

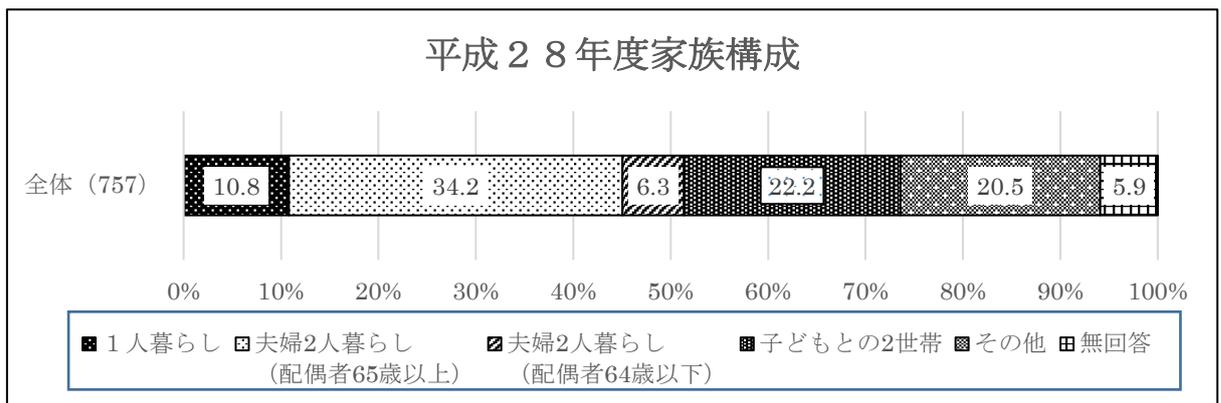
### (3) 家族構成の状況

令和3年3月の調査においては、家族構成は、「1人暮らし」が23.6%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（27.4%）と「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」（5.8%）を合わせた《夫婦2人暮らし》は33.2%となっています。

平成28年度に比して、「1人暮らし」が約12.8ポイント増加しています。



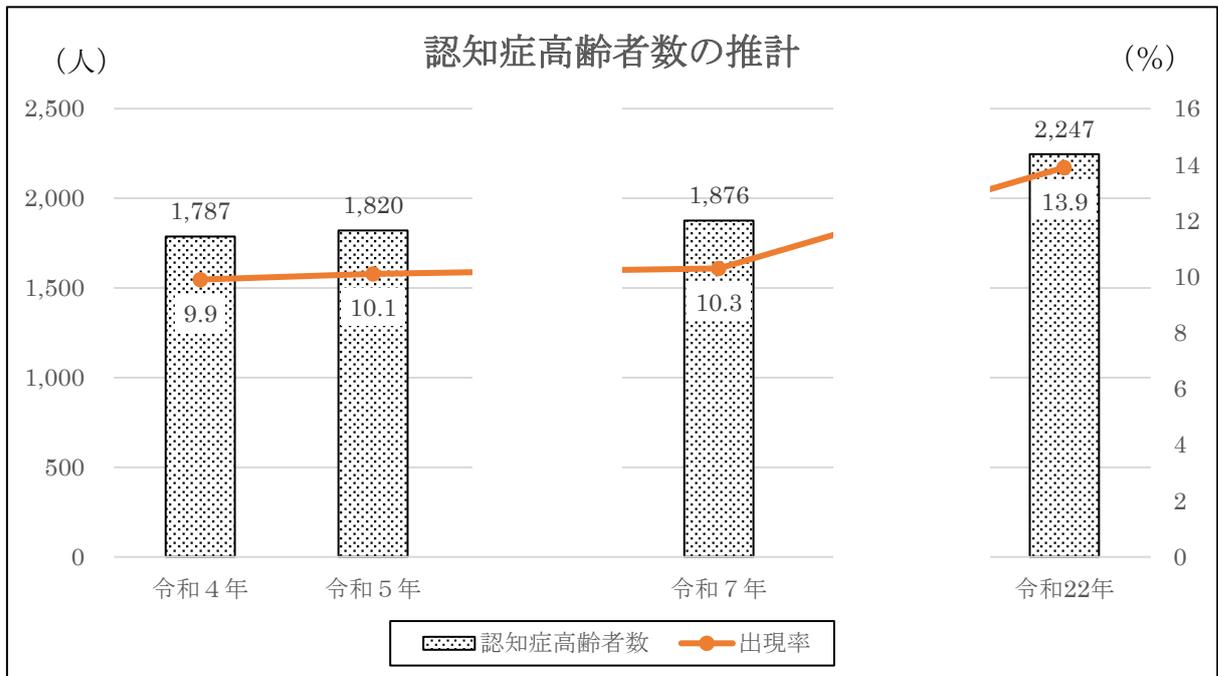
(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)



(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

#### (4) 認知症高齢者数の推計

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが予想されます。認知症高齢者の出現率は、令和5年に10%を超え、令和22年には13.9%まで増加することが見込まれています。

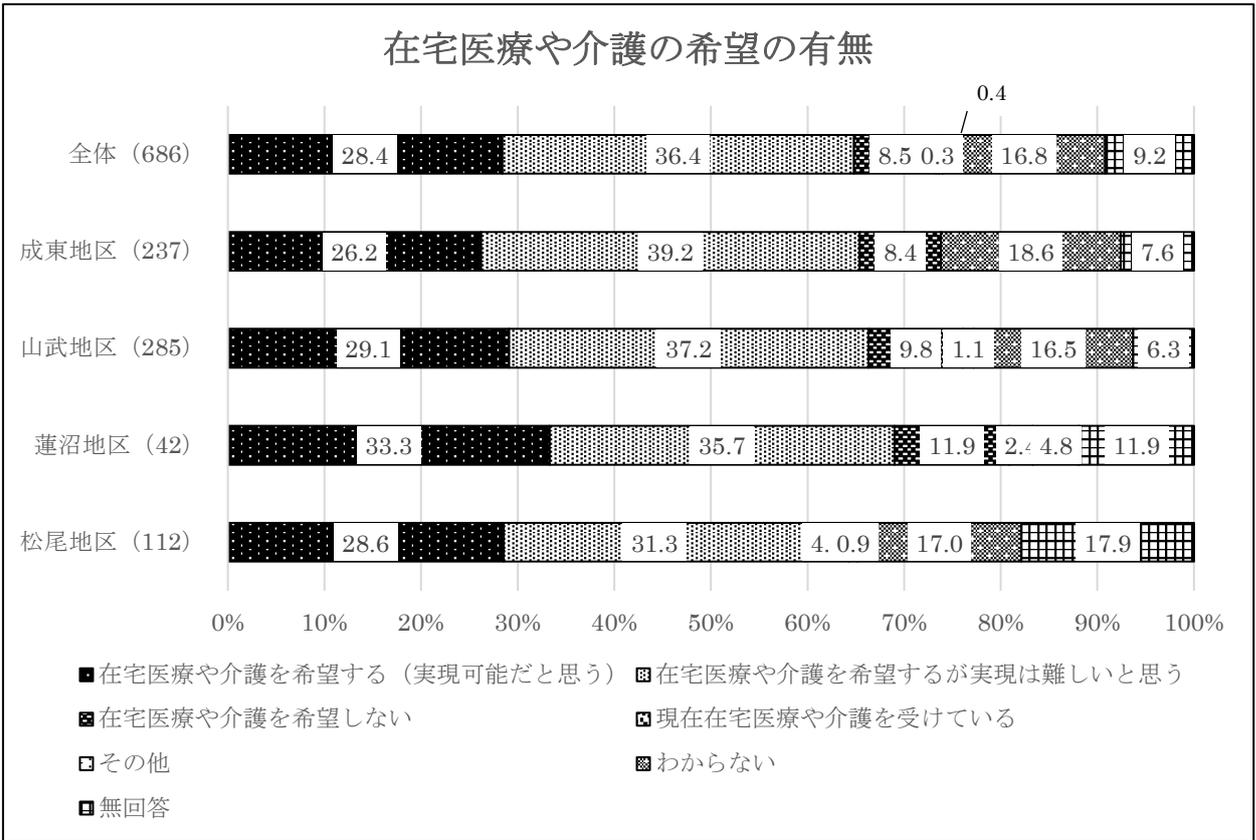


(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

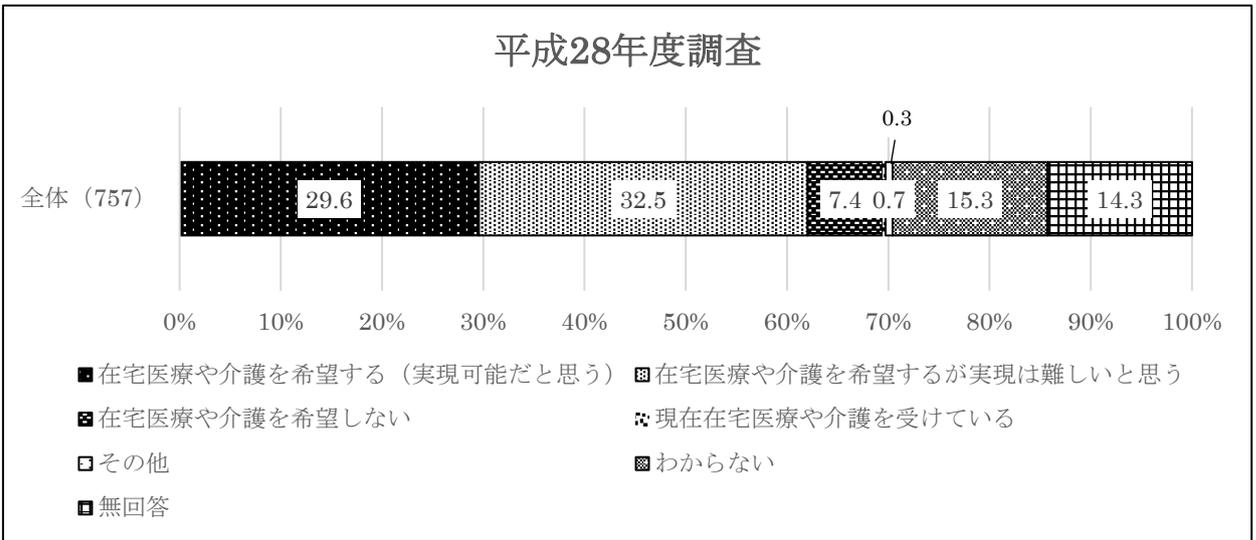
#### (5) 在宅医療、在宅介護の希望の有無

令和3年3月の調査においては、病気になったり介護が必要となった場合、自宅で在宅医療や介護を希望するかについては、「在宅医療や介護を希望するが実現は難しいと思う」が36.4%、「在宅医療や介護を希望する（実現可能だと思う）」が28.4%で、併せると、希望者は64.8%となっています。

この傾向は、平成28年度に比して大きく変化していない状況です。



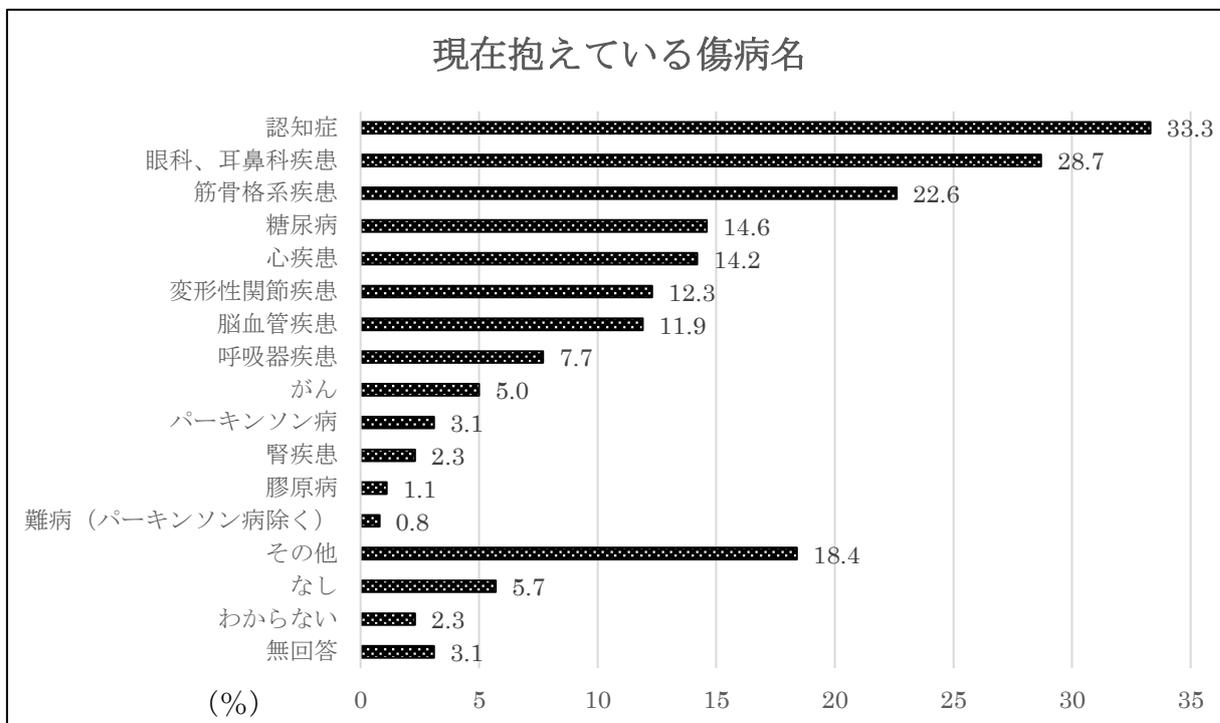
(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)



(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

## (6) 現在抱えている傷病名

現在治療中や後遺症のある病気では、「認知症」が33.3%と最も多く、次いで「眼科、耳鼻科疾患」(28.7%)、「筋骨格系疾患」(22.6%)の順となっています。



(山武市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (R3年3月) から転載)

## (7) 今後の課題

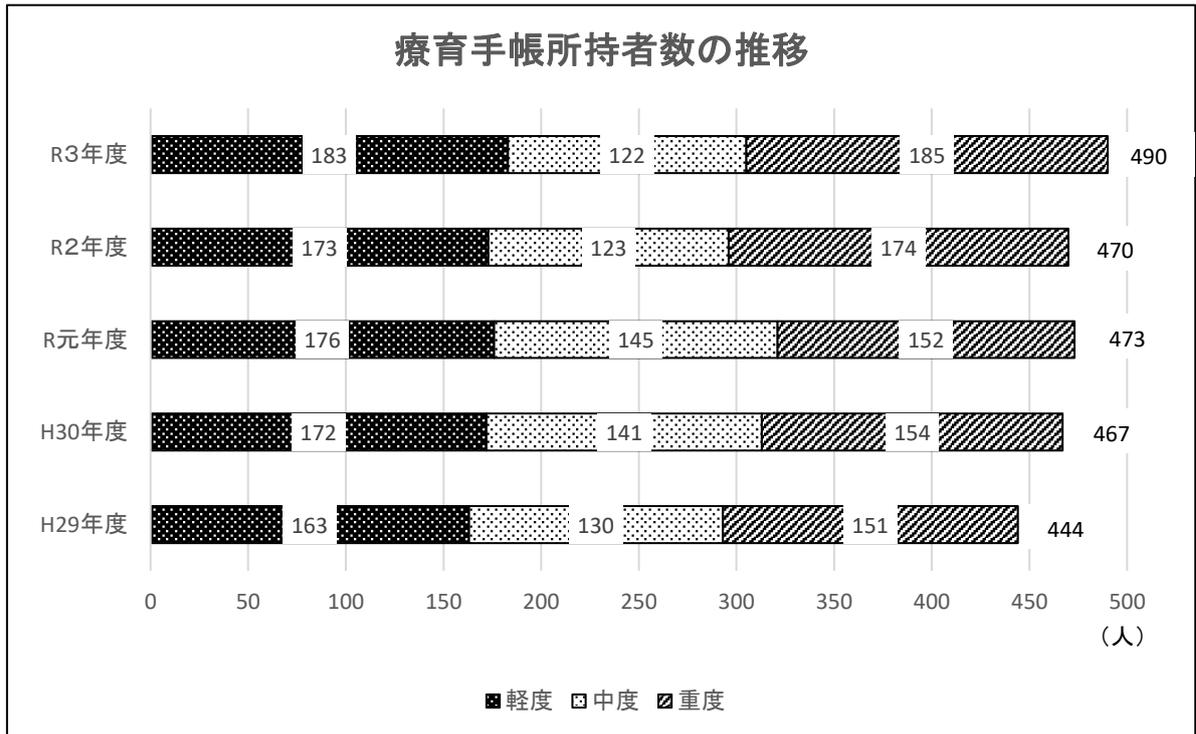
今後、本市においては後期高齢者の増加が予測されることから、要介護認定者、独居高齢者、認知症高齢者の増加に早急に対処する必要があります。

また、アンケート調査結果において、自宅での医療や介護を希望する方が64.8%と高い数値を示していることから、日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステムを強化、充実させていくことが肝要となっています。

### 3 障がい者の現状と課題

#### (1) 療育手帳所持者数の推移

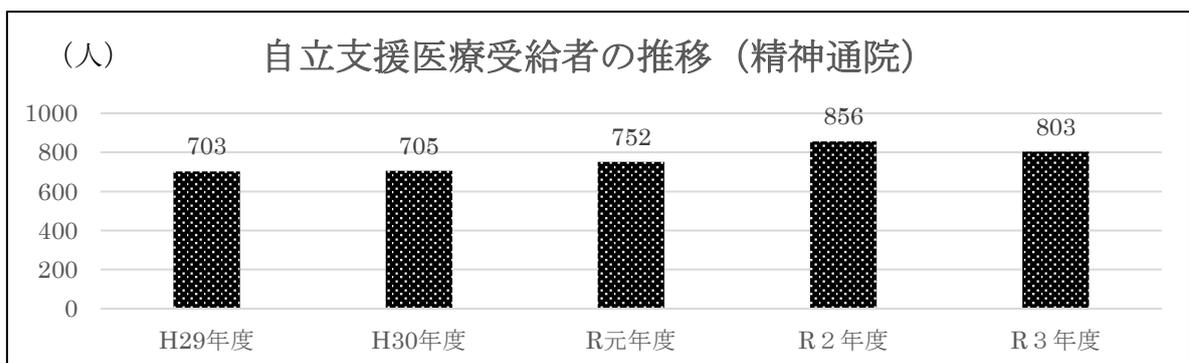
本市の療育手帳所持者数は総体的に増加傾向（5年間で10.4%増）にあります。特に重度の手帳所持者数は5年間で22.5%増加しています。増加の原因としては、知的障がいに対する認知度の上昇や早期療養を希望する保護者が増えていることが考えられます。



重度＝〇A、〇A1、〇A2、Aの1、Aの2 中度＝Bの1 軽度＝Bの2

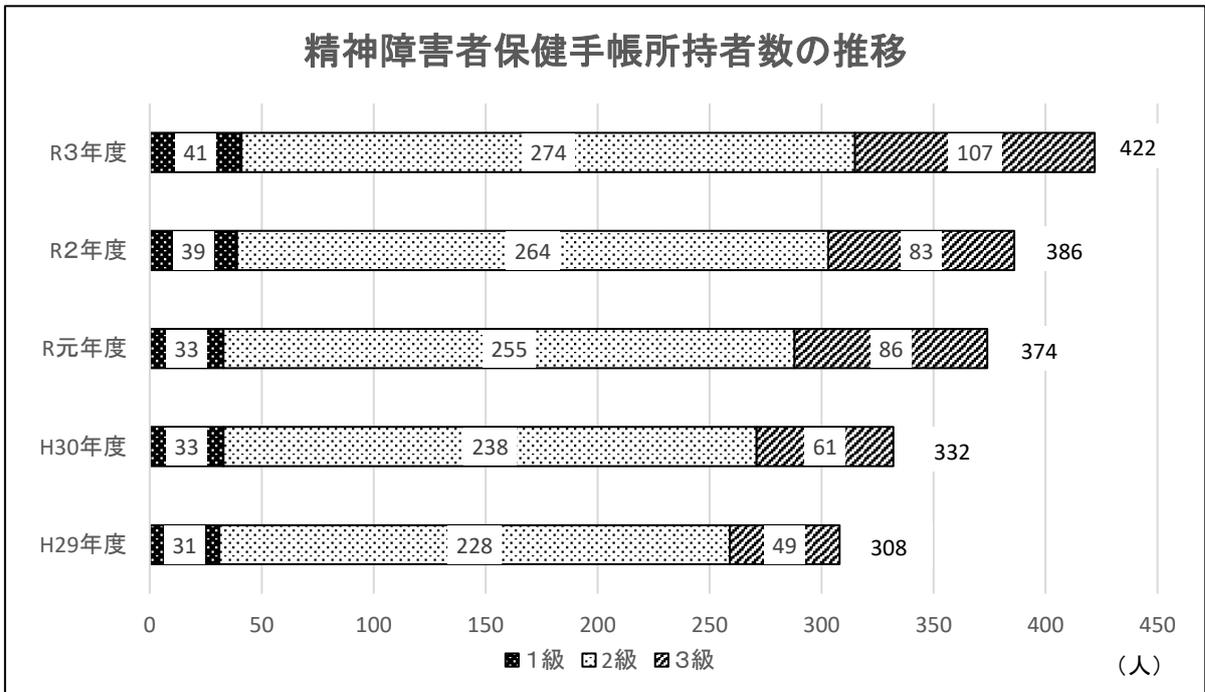
#### (2) 自立支援医療受給者（精神通院）の推移

自立支援医療受給者数（精神通院）は、5年間で14.2%増加しています。主な要因としては、社会情勢を反映し、精神疾患に罹患した方が増えていることが挙げられます。



### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、5年間で大きく増加(37.0%増)しています。特に3級の増加率は118.4%と大きな伸びを示しています。増加の主な要因としては、精神疾患に罹患した方が増えていることが挙げられます。



### (4) 今後の課題

障がい者の重度化、本人や家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域の複数の事業者で機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る必要があります。

特に、障がい者の場合は、障がい特性を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが必要であり、本人にふさわしい支援の在り方を継続的に考えていく必要があります。

## 4 山武市を取り巻く成年後見制度に関する取り組みの現状と課題

### (1) 本市の成年後見制度利用者数

本市の成年後見制度利用者数は、以下のとおりです。任意後見制度の利用者は過去5年間いませんが、法定後見制度の利用者は増加（5年間で25.7%増）している状況で、特に後見に利用が集中している状況です。

また、市長申立件数も漸増しています。

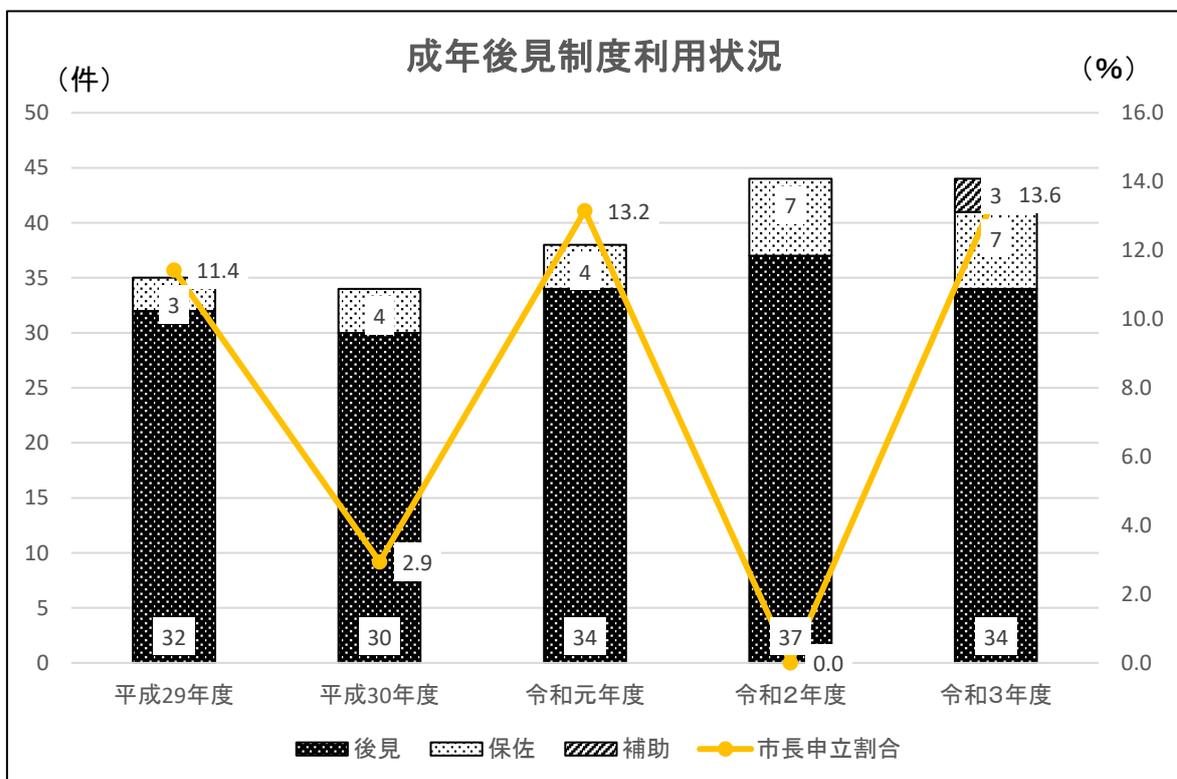
#### 成年後見制度利用者数

単位（件）

	法定後見				任意後見
	法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
平成29年度	35 (4)	32 (4)	3 (0)	0	0
平成30年度	34 (1)	30 (1)	4 (0)	0	0
令和元年度	38 (5)	34 (4)	4 (1)	0	0
令和2年度	44 (0)	37 (0)	7 (0)	0	0
令和3年度	44 (6)	34 (6)	7 (0)	3	0

( ) 内は、市長申立件数を再掲

(千葉家庭裁判所総務課提供)



## (2) 本市の成年後見制度に関する相談対応

現在、本市においては、成年後見制度の具体的な相談は、主に、さんむ成年後見支援センターや地域包括支援センターで対応しています。

相談件数については以下のとおりで、増加傾向（5年間で113.9%増）にあります。特に令和3年度は前年度比144.4%と急増しています。

### 権利擁護の相談件数の推移

単位（件）

	H29	H30	R1	R2	R3	計
さんむ成年後見支援センター	32	50	59	52	72	265
地域包括支援センター（3か所）	40	8	28	11	82	169
計	72	58	87	63	154	434

## (3) 本市における市長申立

成年後見制度の利用が必要な状態にあっても、親族がいない場合や親族がいても支援しない場合には、市長申立により成年後見制度に対応しています。

市長申立件数は以下のとおりで、年度により増減はありますが、総じて増加傾向にあります。

### 市長申立件数の推移

単位（件）

	H29	H30	R1	R2	R3	計
高齢者	2 (2)	1 (1)	4 (3)	0	5 (5)	12 (11)
障がい者	2 (2)	0	1 (1)	0	1 (1)	4 (4)
計	4 (4)	1 (1)	5 (4)	0	6 (6)	16 (15)

( ) 内は後見申立件数を再掲

#### (4) 本市の成年後見制度の報酬助成

本市では、成年後見人等に対する報酬の助成を行っています。生活保護を受けている方や助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方が対象です。

助成の状況は以下のとおりです。

なお、本市では、報酬助成のほかに、市長申立費用の助成も行っていきます。

##### 報酬助成状況

単位(件、円)

	H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高齢者	0	0	4	745,732	2	432,000	3	571,000	2	320,129
障がい者	1	247,000	1	247,000	3	493,000	3	493,000	3	493,000
計	1	247,000	5	992,732	5	925,000	6	1,064,000	5	813,129

#### (5) 本市の市民後見人の育成

本市では、さんむ成年後見支援センターに委託し、市民後見人を育成するための研修会を開催しています。

研修会参加者の状況は以下のとおりですが、感染症予防の観点から、近年では開催を中止している状況が続いています。

また、市民後見人候補者については、研修修了者の中から12人が名簿に登録されていますが、家庭裁判所による後見人としての選任は現在のところありません。

##### 市民後見人養成研修の参加者数の推移

単位(人)

	H26 以前	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市民後見人養成講座	15	23	0	0	0	0	0	0
フォローアップ研修	13	7	11	11	13	0	0	0
計	28	30	11	11	13	0	0	0
うち市民後見人名簿登録者数	0	0	9	3	0	0	0	0

(令和元年度～3年度は感染症予防対策により研修会中止)

## (6) 本市の法人後見担い手の育成

山武市社会福祉協議会は、法人後見実施のための人材育成や安定的な活動のための組織体制の整備を行い、後見活動の推進を図っている団体です。

本市は、山武市社会福祉協議会に対し、法人後見の担い手として、財政面を含んだ多面的な支援を行っています。

法人後見受任件数は以下のとおりです。年々増加傾向にあり、順調に業務が遂行されています。

### 社会福祉協議会における法人後見受任件数の推移

単位 (件)

	H29	H30	R 1	R2	R3
新規受任件数	0	1 (1)	3 (2)	0	4 (2)
終了件数(死亡等)	1 (1)	0	0	1 (1)	2 (2)
年度末受任件数	2 (2)	3 (3)	6 (5)	5 (4)	7 (4)

( ) 内は高齢者の件数を再掲

## (7) さんむ成年後見支援センターの設置

本市は、平成 27 年度から山武市社会福祉協議会に委託し、「さんむ成年後見支援センター」を設置しています。

センターでは、成年後見制度に関する質問や相談を受けたり、申立支援や周知啓発、市民後見人の育成等を行っています。

また、平成 30 年度からは、本市と連携した「中核機関」として成年後見業務を積極的に推進しています。

### さんむ成年後見支援センターの主な業務

電子紙芝居での周知実施	年 2 回
パンフレットの配布	随時 (各種会議やイベント時に配布)
相談受付	16P 参照
市民後見人の育成	17P 参照

## (8) 本市における成年後見制度ニーズ

成年後見制度のニーズの推計は以下のとおりです。

年間 490 件のニーズが見込まれますが、令和 3 年度の実際の利用は 44 人で、ニーズに対する割合は 9.0%と非常に少ない状況です。

それに対し、認知症高齢者推定数は 1,787 人と多く、成年後見制度に対する潜在的な需要は大きいと見込まれます。

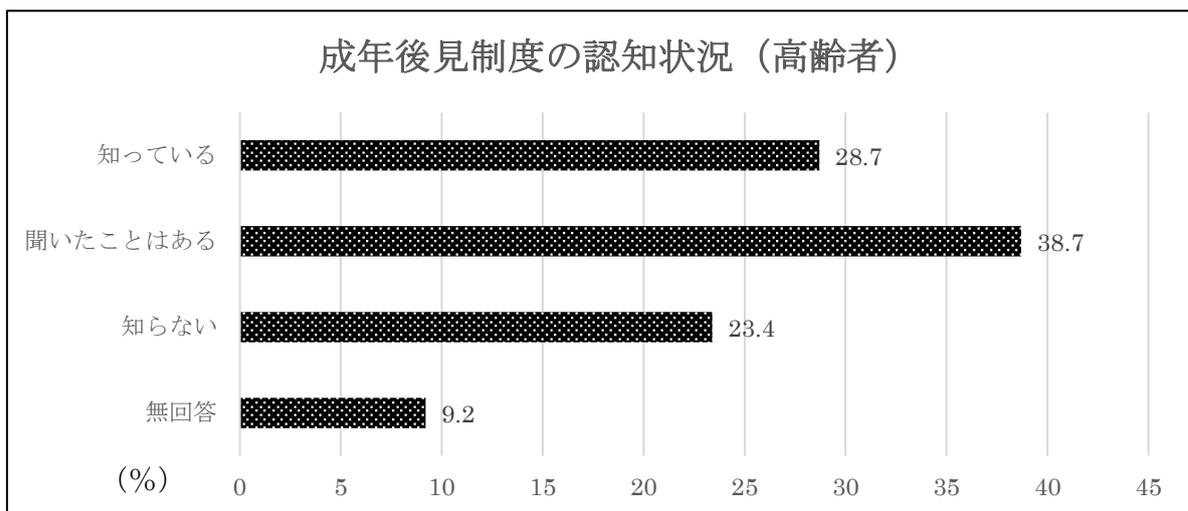
人口	成年後見制度推定 ニーズ	実際の成年後見制 度利用者数	認知症高齢者推 定数
約 49,000 人 (R4.4 月人口参照)	490 件 (※ 人口の 1%)	44 人 (R3 年度分実績 (15 P 参照))	1,787 人 (R4 年度推計 (10 P 参照))

※ 日本成年後見法学会 新井誠氏による利用率

## (9) 成年後見制度に対する市民意識調査

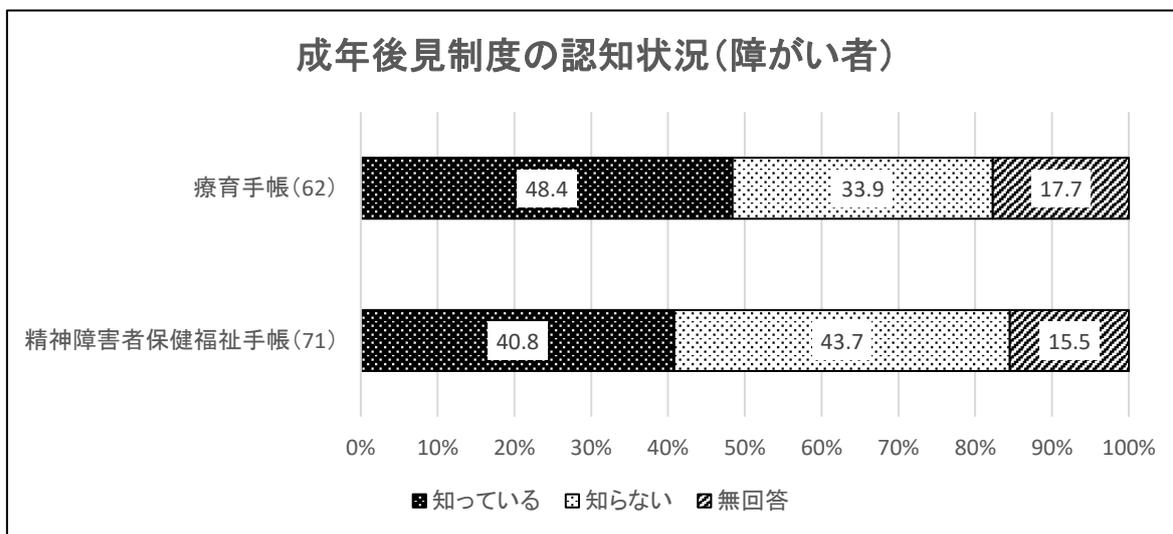
### ① 成年後見制度の認知状況

調査によると、高齢者においては、「知っている」と「聞いたことはある」をあわせると 67.4%の方が成年後見制度のことを認知しているという結果になりました。



(山武市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定基礎調査業務 (R2 年 4 月) から転載)

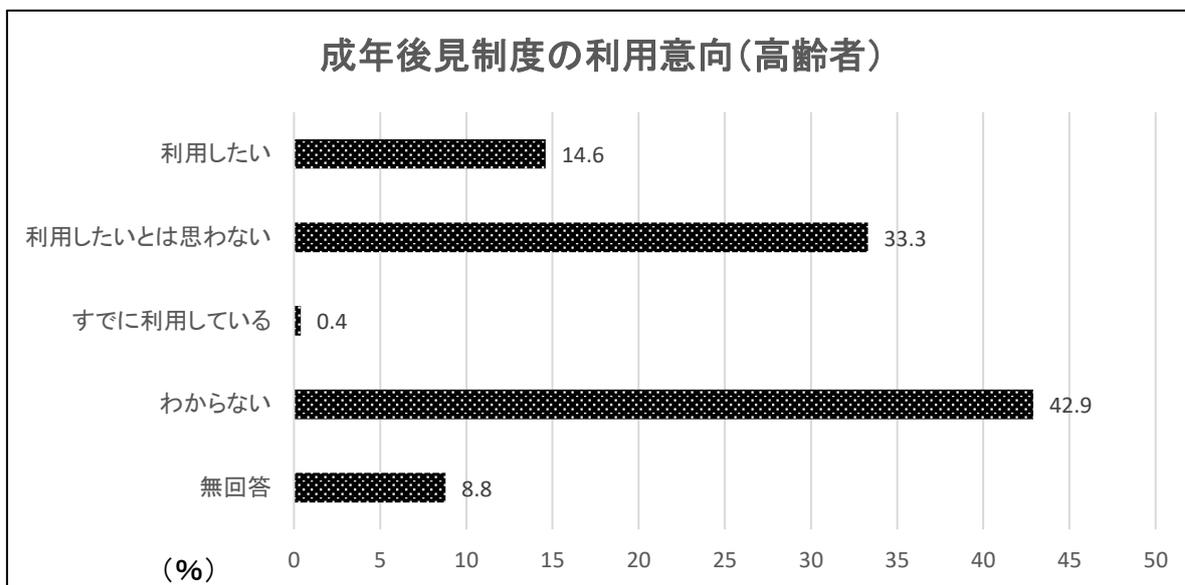
障がい者については、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者とも40%強の方が成年後見制度について認知をしているという結果になりました。



(山武市第3次障がい者計画 (H30年3月) から転載)

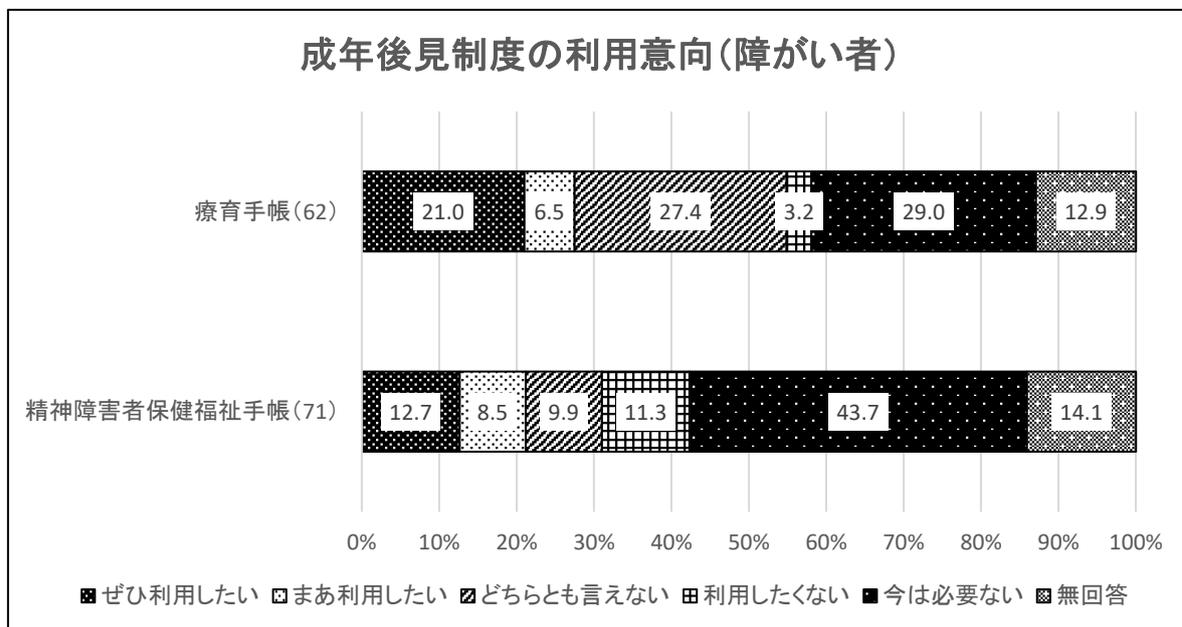
## ② 成年後見制度の利用意向状況

高齢者においては、「利用したい」が14.6%、「利用したいとは思わない」が33.3%という結果になりました。



(山武市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定基礎調査業務 (R2年4月) から転載)

障がい者においては、「ぜひ利用したい」と「まあ利用したい」を合わせると、療育手帳所持者が 27.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 21.2%という利用意向結果になりました。



(山武市第3次障がい者計画 (H30年3月) から転載)

## (10) 成年後見制度に関する取り組みの課題

### 成年後見制度の認知度の低さ

成年後見制度が導入されて20年余りが経過したところですが、市民の認知度や関心は高いとはいえない状況にあります。相談窓口が分かりづらく、成年後見制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさといったマイナスイメージを抱いている方も少なくない状況から、成年後見制度を広く周知し、多くの方が正しく理解できるよう取り組むことが急務となっています。

また、後見人等への報酬や申立費用について、経済的負担を訴える声があり、制度の利用に至らない理由の一つとして考えられています。本市における助成制度が限定的なものであることから、今後助成対象の見直しについて検討していく必要があります。

### 相談対応支援の連携

支援の必要な方の相談窓口として、市役所の担当窓口、地域包括支援センターやさんむ成年後見支援センターがあり、それぞれで権利擁護に関する相談対応・

支援を行っていますが、高まる後見ニーズに対応するため、今後更なる強固な連携を図る必要があります。

また、支援者（各相談機関職員・行政職員・施設職員・民生委員等）においても、成年後見制度に関する知識や理解度、経験に個人差があることから、権利擁護を踏まえた適切な支援につなげるために支援者の理解促進を図るとともに、専門職、関係機関との更なる連携強化を行っていく必要があります。

### **成年後見人等の不足**

本市の認知症高齢者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、介護保険の要介護認定を受けていない方、障害者手帳等を取得されていない方、自立支援医療（精神通院）の受給をされていない方等においても、権利擁護支援が必要な方は相当数存在すると推定され、後見制度の潜在的需要は大きいと思料されます。

しかしながら、一方では、少子高齢化に伴い、成年後見人等となる親族や専門職後見人の減少が予想されることから、制度の受け皿となる担い手が大幅に不足することが懸念されています。

そのため、成年後見制度に移行する前段階での「日常生活自立支援事業」や、市民の立場で活動を行う「市民後見人」、社会福祉法人などが行う「法人後見」といった権利擁護支援の担い手の育成と確保が急務となっています。

### **成年後見人等への支援体制の強化**

親族が成年後見人等を担っている場合は、成年後見人等の業務に関する知識不足から、課題を抱え込んでしまう状況が発生することが懸念されています。

このため、成年後見人等や被後見人等（本人）を孤立させないため、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が加わったチームを形成することが好ましいとされています。

成年後見人等が、地域において孤立することなく継続的かつ安定的な活動が行えるよう、中核機関を中心とする地域連携ネットワークを活用した支援体制を早急に強化していく必要があります。

### 保佐、補助及び任意後見の利用割合の低さ

全国的な成年後見制度の各類型の利用割合と同様に、本市においても後見の割合が約8割を占め、その他の類型の利用割合が低い状況となっています。

利用者の能力に応じたきめ細やかな対応や、利用者の自発的な意思を反映させていく対策が求められます。

### 十分に活用されていない成年後見制度

成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者数、知的障がい者数、精神障がい者数に比し、実際の制度利用者数が非常に少ない状況となっています。

全国的な利用状況と同様に制度が十分に活用されていないことから、権利擁護支援を必要とする人を発見し、支援につなげる体制を強化する必要があります。

## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念

# 誰もが住み慣れた場所で 安心して暮らせるまち さんむ

権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるように支援するもの」です。認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人の中には、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要がある場合があります。権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の必要性や重要性を理解したうえで、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。

本人らしい生活が実現でき、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要視しつつ、判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる共生のまちづくりを目指していきます。

### 2 基本方針

本市においては、基本理念の実現を目指すため、以下の方針を定め成年後見制度の利用促進施策を推進することとします。

なお、取り組みに際しては、成果の目標値を定め推進します。

## **I 利用者がメリットを実感できる制度運用**

■認知症高齢者や障がい者の意思をできる限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面が重要となってくることから、財産管理の側面のみを重視することなく、利用者に寄り添った運用をしていきます。

■権利擁護に係る相談窓口や専門職等と連携し、支援の必要な方が、成年後見制度の適正な利用や必要な支援を受けることができるよう、包括的な相談支援体制の機能充実を図ります。

■親族による申立てが期待できない方や、経済的な理由により制度利用に要する費用負担が困難な方に対して支援を行うことにより、制度の利用促進を図ります。

■家庭裁判所が後見等を開始する場合において、本人の生活状況等を勘案し本人の利益保護のために最も適切な後見人等を選任することができるよう、中核機関において引き続き適正に受任者調整を行っていきます。

## **II 権利擁護支援の地域連携の強化**

■権利擁護が必要な人を適切な支援につなげていくために、関係機関等とのネットワークを強化するとともに、地域の資源を有効に活用した連携体制を重視していきます。

また、制度を利用しやすくするために、中核機関の機能を強化します。

■今後の成年後見制度の利用促進の取り組みを踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人等候補者を育成しその支援を行い、担い手を確保していきます。

## **III 制度の理解促進と適正な運用**

■成年後見制度は、重要な制度であるにもかかわらず、その利用方法や後見人等の役割が市民に十分理解されていないことから、速やかな制度利用に結びつくよう、幅広い周知啓発に取り組めます。

■地域連携ネットワークの活用により制度理解を促進することで制度の適正運用を図り、不正の未然防止や早期発見へ繋がります。

### 3 施策の体系

基本方針	基本施策	施策
I 利用者が メリットを 実感できる 制度運用	1 制度利用のしやす さの向上	①制度利用に向けた相談対応の充実
		②ケースの把握
		③申立者の負担軽減
		④市長申立手続きの円滑化
		⑤適切な後見人等候補者の推薦
	2 利用者の意思決定 支援や身上保護の側面 を重視した運用	①利用者に対する相談体制の充実
②後見人等報酬助成事業の円滑な運用		
③後見人等への支援の充実		
II 権利擁護 支援の地域連 携の強化	1 権利擁護支援の地 域連携ネットワークの 充実	①地域連携ネットワークの充実
		②中核機関の運営強化
		③権利擁護支援のチームによる対応充実
	2 成年後見等の担い 手の確保	①社会福祉協議会による法人後見事業の 促進
		②市民後見人の育成
		③親族後見人等への支援
III 制度の理 解促進と適正 な運用	1 制度の広報・啓発	①支援者への広報・啓発
		②市民への広報
		③不正の防止

## 第4章 施策内容

### 基本方針Ⅰ 利用者がメリットを実感できる制度運用

#### 基本施策1 制度利用のしやすさの向上

支援の在り方を検討し、相談対応の充実や経済的負担の軽減等、制度利用のしやすさを向上させる取り組みを強化していきます。

施策	内容	成果目標		
		取組指標	現状値	目標値 (R9年度末)
① 制度利用に向けた相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に研修に参加するなど、相談窓口の質の平準化を図ります。また成年後見支援会議において専門的な個別相談対応力を強化します。</li> <li>地域包括支援センターなどの相談窓口の周知をします。</li> </ul>	相談件数	154件	200件
② ケースの把握	地域で潜在化している意思決定ができない人を関係機関とともに把握します。			
③ 申立者の負担軽減	申立経費を負担することが困難な場合に、助成制度により負担を軽減します。			
④ 市長申立手続きの円滑化	家族、親族から支援が得られず、法定後見制度の申立ができない人を対象に、市長申立手続きを速やかに行います。			
⑤ 適切な後見人等候補者の推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見支援会議の調整（マッチング）により成年後見人等を受任できる候補者の推薦を適切に行います。</li> <li>適切な候補者選任のため、家庭裁判所との連携を密にします。</li> </ul>			

### 《取組指標（相談件数）の考え方》

任意後見制度や法定後見制度の選択肢も含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる体制を整備し、制度の利用促進につなげます。

### 基本施策2 利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用

利用者の意思決定支援や身上保護を重視した運用を行います。

また、後見人等への支援の充実を図ります。

施策	内容	成果目標		
		取組指標	現状値	目標値 (R9年度末)
① 利用者に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の制度の利用中における相談については、適切な助言を行うなど、包括的な相談体制の充実を図ります。</li> <li>相談窓口の周知を図ります。</li> <li>日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化を図ります。</li> </ul>	報酬助成件数	5件	8件
② 後見人等報酬助成事業の円滑な運用	利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成することにより、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう支援します。			
③ 後見人等への支援の充実	相談業務連絡会を通じて、成年後見人等に本人の身上保護に関する情報提供や助言を行い、活動支援体制の充実を図ります。			

### 《取組指標（報酬助成件数）の考え方》

経済的な理由によって成年後見制度の利用ができないということがないように報酬の助成を行い、利用者がメリットを実感できる運用を行っていきます。

## 基本方針Ⅱ 権利擁護支援の地域連携の強化

### 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

権利擁護支援のため、本人、後見人等、また地域の関係者との連携を強化し、地域連携ネットワークの充実を図ります。

施策	内容	成果目標		
		取組指標	現状値	目標値 (R9年度末)
① 地域連携ネットワークの充実	協議会を立ち上げ、地域課題や情報を共有するとともに、関係機関と連携し、成年後見制度利用促進のための強化充実を図ります。	協議会の開催回数	0	2回
② 中核機関の運営強化	法律、福祉の専門職との信頼関係を維持発展させ、助言を得ながら中核機関の担う各機能について強化充実を図ります。			
③ 権利擁護支援のチームによる対応充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の利用前及び利用中における専門的判断を要する困難事案について、チームでの対応の充実を図ります。</li> <li>・関係機関による既存の会議等を活用し、チームを支援する体制を強化します。</li> </ul>			

#### 〈取組指標（協議会の開催回数）の考え方〉

権利擁護を必要とする人に適切に支援を行い、身上保護を重視した制度として成年後見制度を運用していくためには、地域連携ネットワークが重要となります。そのため、当該ネットワークを効果的に機能させるための協議会を設置し、権利擁護支援に資する体制を強化します。

## 基本施策2 成年後見等の担い手の確保

今後の成年後見制度の需要に対応していくため、既存の成年後見人等に継続的に協力を頂くとともに、新たな後見人等候補者を確保します。

施策	内容	成果目標		
		取組指標	現状値	目標値 (R9年度末)
① 社会福祉協議会による法人後見事業の促進	山武市社会福祉協議会による法人後見事業について財政的支援等を行います。	市民後見人の選任	0	1名
② 市民後見人の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催や的確な助言指導の実施により、市民後見人の育成を行います。また、家庭裁判所からの選任を目指します。</li> <li>・既存の後見人等との連携を含め、後見人等の確保策を検討します。</li> </ul>			
③ 親族後見人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人等の相談に適正に対応します。</li> </ul>			

### 《取組指標（市民後見人の選任）の考え方》

地域における身近な存在として、地域の実情を熟知したうえでその実情に即し本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人を養成し、家庭裁判所からの選任を目指します。

## 基本方針Ⅲ 制度の理解促進と適正な運用

### 基本施策1 制度の広報・啓発

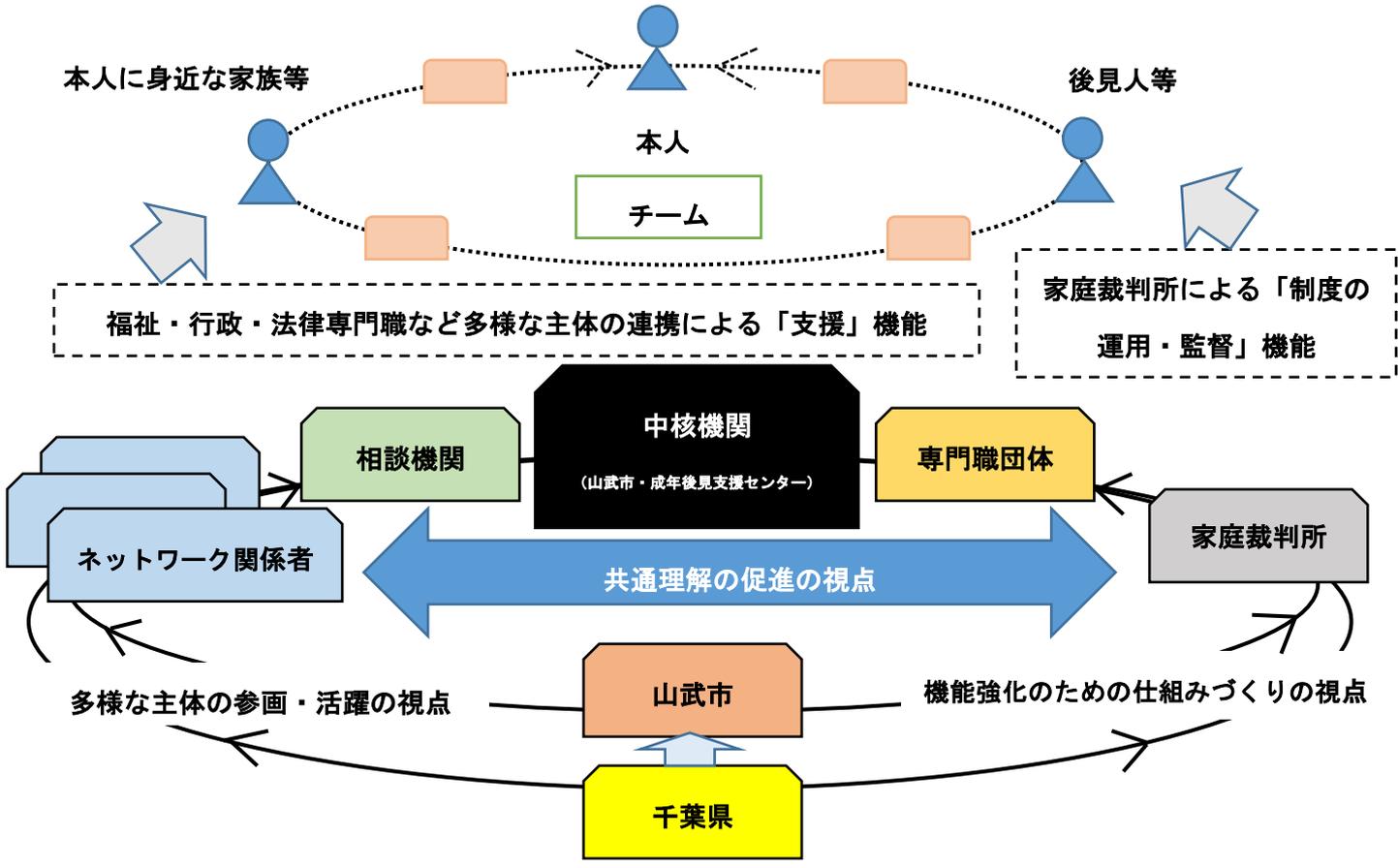
成年後見制度の理解促進のため、市民や支援者への広報を積極的に行います。また、広報を行うことで、不正の防止につなげます。

施策	内容	成果目標		
		取組指標	現状値	目標値 (R9年度末)
① 支援者への広報・啓発	地域連携ネットワークを構成する関係団体等と連携し、研修会を開催する等、制度の理解を促進するとともに、支援者の拡大を図ります。	成年後見制度の認知度  住民意識調査による「知らない」割合	23.4%	20.0%
② 市民への広報	説明会や講演会等を随時開催するとともに制度解説のパンフレットを作成し、理解の強化を図ります。特に任意後見制度については利用促進のため、積極的に周知を図ります。			
③ 不正の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解不足、知識不足からの後見人等の不正を防止するため、パンフレットを配布します。</li> <li>後見人等の孤立防止のため、チーム体制の強化を図ります。</li> <li>不正防止について家庭裁判所と情報共有を図り、連携を強化します。</li> </ul>			

#### 〈取組指標（成年後見制度の認知度）の考え方〉

誰もが安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、成年後見制度が本人の生活を守り、権利擁護支援を図るための手段のひとつであることを、多くの市民に知っていただくことが重要となります。成年後見制度に関する広報、啓発活動等を積極的に行うことで、制度利用の促進を図ります。

# 地域連携ネットワークのイメージ



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

成年後見制度がより身近に、より使いやすくなるためには、権利擁護支援が必要な方やその家族、また、それらの人たちに接する機会が多い各相談機関の職員等に、制度が正しく理解されていることが何よりも大切です。本計画を多くの市民に知ってもらえるよう、地域の連携体制等を活用して周知に努めるとともに、本計画の円滑な実施に向けて、各関係機関や家庭裁判所及び庁内関係部署と連携・調整を図りながら、具体的な取組を推進していきます。

また、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムなどの地域資源を活用するとともに、地域福祉計画などの他の計画と横断的・有機的に連携し推進していきます。

### 2 計画の評価

本計画に基づく各施策の進行管理を行うとともに、成果に関する評価を行います。

評価については、第4章に掲げる基本施策ごとの目標値の達成状況により判断します。また、評価の結果を踏まえ、状況に応じて計画の見直しや改善を行います。

## 参 考 資 料

### 山武市成年後見支援会議設置要綱

平成 30 年 11 月 26 日告示第 158 号

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等に対する成年後見その他の権利擁護のために必要な援助を効果的に推進するため、市における成年後見制度の利用に中核的な役割を果たす組織として、山武市成年後見支援会議（以下「成年後見支援会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、成年後見制度の利用の推進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び山武市成年後見推進事業実施規則（平成 28 年山武市規則第 84 号。以下「成年後見推進事業実施規則」という。）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 成年後見支援会議は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の推進に関すること。
- (2) 高齢者、障害者等の成年後見制度の利用に関する助言及び調整に関すること。
- (3) 成年後見推進事業実施規則第 14 条の規定により、後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦することに関し意見を述べること。
- (4) 成年後見推進事業実施規則第 2 条第 4 号に規定する市民後見人を育成することに関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、権利擁護に関すること。

(組織)

第 4 条 成年後見支援会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 弁護士、司法書士、社会福祉士その他の権利擁護に関する学識経験を有する者
- (2) 成年後見推進事業実施規則第 3 条の規定により市が事業を委託した団体に属する者

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 成年後見支援会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 成年後見支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、特に必要と認めるときは、委員以外の者に対し、当該会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 成年後見支援会議の庶務は、高齢者福祉課及び社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、成年後見支援会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 山武市成年後見制度利用支援事業実施規則

平成 29 年 3 月 9 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の手續等を定めるとともに、審判請求に基づき、後見、保佐又は補助開始の審判（以下「後見開始等審判」という。）を受けた者の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第 2 条 審判請求の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認知症、知的障害、精神障害等により事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) 後見開始等審判の請求を自ら行うことが困難である者
- (3) 配偶者及び 2 親等以内の親族（以下「親族等」という。）による保護又は後見開始等審判の請求を期待することができない者。ただし、3 親等又は 4 親等の親族であって後見開始等審判の請求をするものの存在が明らかであるときを除く。
- (4) 介護保険サービス、障害者福祉サービスその他福祉サービスを利用する必要がある者で、これらのサービスを利用することにより福祉の増進を期待することができるもの

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は前項に掲げる者とみなす。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者。ただし、本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者を除く。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給

決定を行っている者。ただし、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。

- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者。ただし、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者を除く。

（審判の種類）

第 3 条 審判請求に係る審判の種類は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人の代理権の付与の審判
- (5) 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人の同意権の付与の審判
- (7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人の代理権の付与の審判

（市民等の要請）

第 4 条 次に掲げる者は、成年後見人等を必要とする状態にある者がいると判断したときは、市長に対し審判請求を要請することができる。

- (1) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定する民生委員
- (2) 成年後見人等を必要とする状態にある者の日常生活の援助者（親族等を除く。）
- (3) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の長
- (4) 介護保険法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する介護保険施設の長及びサービス事業所の長
- (5) 介護保険法第 115 条の 46 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの管理者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条及び第 36 条に規定する障害者支援施設等の長
- (7) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の長
- (8) 生活保護法第 38 条に規定する保護施設の長

(9) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の長

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定による要請は、山武市後見開始等審判請求要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

（調査の実施）

第5条 市長は、前条の規定による要請があったときその他必要があると認めるときは、成年後見人等を必要とする状態にある者に面談等を行い、必要な事項を調査するものとする。

（親族等への説明）

第6条 市長は、前条の規定による調査の結果、後見開始等審判の請求を行う必要があると判断した場合、成年後見人等を必要とする状態にある者の親族等に審判請求の必要性を説明し、当該親族等による請求を促すものとする。

（成年後見支援会議）

第7条 審判請求の適否及び請求の種類審査については、山武市成年後見支援会議（以下「支援会議」という。）の議を経るものとする。

2 支援会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（審判の請求）

第8条 市長は、第5条の規定による調査の結果及び前条第1項に規定する支援会議の意見を踏まえ、後見開始等審判の請求を行う必要があると判断した場合に審判請求を行うものとする。

2 審判請求に係る申立書、添付書及び予納すべき費用等の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求費用の負担）

第9条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により市が負担した費用に関し、対象者が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、当該命令がされたときは、成年後見人等を通じて対象者に対して当該費用を山武市後見開始等審判請求費用請求書（別記第2号様式）により求償するものとする。

(成年後見人等報酬の助成)

第10条 市長は、審判請求により、後見開始等審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された当該成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法による被保護者である者
- (2) 成年後見人等の報酬を負担することにより、生活保護法による要保護者となる者
- (3) 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹であるときは、当該成年被後見人等を助成の対象としない。

(助成額)

第11条 前条の規定による助成額は、成年後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額（以下「決定額」という。）の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（決定額が複数の月にまたがる期間に対する合計金額であるときは、当該各号に定める額に当該期間の月数を乗じて得た額）を上限とする。この場合において、決定額に対応する当該期間に、施設等に入所している期間とその他の期間が混在している月がある場合は、施設等に入所している期間の日数が半数以上の月は、月額18,000円を上限とし、施設等に入所している期間の日数が半数に満たない月は、月額28,000円を上限とする。

- (1) 成年被後見人等が在宅の場合 月額28,000円
  - (2) 成年被後見人等が施設等入所の場合 月額18,000円
- 2 決定額に対応する当該期間において、1月に満たない日数の月があるときは、助成上限額は、前項に規定する月額の上限額の日割り計算により算出し、当該算出額に1円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額を助成上限額とする。
- 3 第1項に規定する施設等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

- (2) 介護保険法第8条及び第8条の2に規定する介護保険施設及びサービス事業所
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条及び第36条に規定する障害者支援施設等
- (4) 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所
- (5) 生活保護法第38条に規定する保護施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める施設

4 助成の対象となる成年被後見人等が死亡した後の助成については、遺留資産を充て、なお不足する場合に限り、当該不足する額を助成金として支給する。

(助成の申請)

第12条 成年後見人等に対する報酬の助成を申請することができる者は、成年被後見人等又は成年後見人等とする。

2 助成を受けようとする者は、山武市成年後見人等報酬助成申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況の分かる書類
- (2) 報酬付与の審判定定書の写し
- (3) 成年後見制度に係る登記事項証明書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して3月以内とする。

(助成の決定等)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の可否を決定し、山武市成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該申請した者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第14条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、決定された助成額を山武市成年後見人等報酬助成金請求書(別記第5号様式)により、市長に請求するものとする。

2 助成金の支給は、当該助成の決定を受けた者が指定する金融機関の口座(成年被後見人等の名義の口座に限る。)に振り込む方法により行うものとする。

(報告義務)

第 15 条 前条の規定により助成を受けた者は、当該助成に係る成年被後見人等の財産状況又は生活状況について変化があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、偽りその他不正な手段により成年後見人等の報酬助成を受けた者があるときは、その者から既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第 10 条及び第 11 条の規定による助成すべき額を超えて助成を受けた者があるときは、その者から当該超える額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## **山武市成年後見推進事業実施規則**

平成 28 年 10 月 27 日規則第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を適切に利用することができるよう支援するため、成年後見制度の利用の促進、市民後見人の養成及び支援その他の措置（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見制度 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する後見、保佐及び補助の制度をいう。
- (2) 後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助をいう。
- (4) 市民後見人 第 5 条に規定する市民後見人養成講座（以下「養成研修」という。）の全過程を修了し、適切に後見等の業務に当たることができる者として市民後見人名簿（以下「名簿」という。）に登録された者をいう。

(事業の実施)

第3条 事業の実施主体は、山武市とする。ただし、事業の全部又は一部を地域福祉及び権利擁護等に関する専門知識や実績を有する団体に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度に係る広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度に係る日常的な相談及び利用の支援に関すること。
- (3) 市民後見人の養成に関すること。
- (4) 市民後見人の支援及び指導に関すること。
- (5) 市民後見人の名簿の登録及び管理に関すること。
- (6) 家庭裁判所への後見人等の候補者の推薦に関すること。
- (7) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(養成研修)

第5条 養成研修は、成年後見制度、高齢者福祉、障害者福祉及び関係法令等について実施する。

(受講者)

第6条 養成研修を受講することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に在住していること。
- (2) 養成研修の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が、原則として25歳以上68歳以下であること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進並びに高齢者及び障害者等に対する福祉活動に理解と熱意があること。
- (4) 心身ともに健康であること。
- (5) 養成研修の全ての課程を受講することができる見込みがあること。
- (6) 養成研修の終了後、市民後見人として活動する意思があること。
- (7) 民法第20条に規定する制限行為能力者に該当しないこと。
- (8) 民法第847条に規定する後見人の欠格事項に該当しないこと。
- (9) 専門職後見人として受任することが適当と考えられる弁護士、司法書士、社会福祉士等の資格を有していないこと。

(修了証)

第7条 市長（第3条の規定により、事業のうち養成研修に関するものを委託した場合は、当該委託先団体）は、養成研修を修了した者に対し、修了証を交付する。

(守秘義務)

第8条 市民後見人、養成研修を受講した者その他事業に関係した者は、事業の実施上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、事業を終了した後も同様とする。

(登録の申請)

第9条 第7条の規定により修了証の交付を受けた者であって、市民後見人として活動するため名簿への登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、山武市市民後見人名簿登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第10条 市長は、前条の申請を受け適当と認めたときは、申請者を市民後見人として名簿に登録する。

2 市長は、前項の規定により登録を行ったとき又は登録が適当でないと判断したときは、山武市市民後見人名簿登録決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に対し通知する。

(登録事項の変更)

第11条 市民後見人は、登録した事項に変更があったときは、山武市市民後見人名簿登録情報変更届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に基づき登録した事項を変更したときは、山武市市民後見人名簿登録情報変更通知書（別記第4号様式）により、当該届出を行った市民後見人に対し通知する。

(登録の抹消)

第12条 市長は、市民後見人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民後見人の登録を抹消することができる。

(1) 山武市市民後見人名簿登録情報抹消届出書（別記第5号様式）により登録の抹消を申し出たとき。

(2) 市民後見人として不適切な行為があったと認めるとき。

(3) 原則として年齢が75歳となったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を山武市市民後見人名簿登録情報抹消通知書（別記第6号様式）により通知する。

（登録後の支援）

第13条 市長は、市民後見人の資質の向上及び活動支援のため、必要に応じて研修、指導等を行う。

（候補者の推薦）

第14条 市長は、成年後見支援会議、成年被後見人を支援する関係者等の意見を聴いたうえで、市民後見人のうちから適当と認める者を選考し、当該事件の後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦する。

（活動の支援）

第15条 市長は、前条の規定による選考推薦の後、家庭裁判所の審判を経て後見人等として活動することになった者に対し、必要な相談及び支援のための体制を整備する。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## **山武市法人後見支援事業補助金交付要綱**

平成28年2月9日告示第12号

（趣旨）

第1条 この告示は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人に対し、予算の範囲内において、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助対象）

第2条 補助の対象となるものは、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支

援体制の構築、その他法人後見の活動の推進等に要する経費とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により市長の承認又は指示を受けようとするときは、補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内に補助金実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第8条 規則第17条の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

## 用語集

(五十音順)

用語	解説
意思決定支援	特定の行為に関し、本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動。
親なき後問題	親を亡くした障がいのある子の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題の総称。社会福祉の面からも大きな課題となっている。
家庭裁判所	離婚や遺言、相続、扶養などの家族に関する問題や、少年少女が関係する事件を扱う裁判所。心理学や社会学、経済学などの専門知識を有し、裁判官を補助する調査官がおかれる。
協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し司法・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
権利擁護	意思や権利を主張することが難しい人の権利を守るため、支援者が権利の主張や自己決定をサポートしたり代弁したりして、その権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の比率のこと。
自己決定の尊重	成年後見制度を利用する本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その本人の自発的な思いが尊重されるべきこと。
市長申立	認知症や知的障がい、その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に、市長が申立人となり、家庭裁判所に成年後見開始等の審判の申立を行うこと。
市民後見人	一般市民が成年後見人となり、認知症等により判断能力が不十分な方の財産管理等の後見執務にあたること。市民後見人は、司法書士や弁護士、社会福祉士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度

	を身に付けた市民の中から、家庭裁判所の審判により選任される。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づいて設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。
受任者調整	家庭裁判所への申立前の段階から、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等の候補者を調整しておくこと。
身上保護	成年後見人等の職務のひとつで、本人の生活や療養看護など身上の保護に関する事務。(例：介護や生活維持に関する事務、住居の確保や施設の入退所に関する事務)
親族後見人	家庭裁判所より選任された親族による成年後見人等。
精神障害	平均的な状態よりも偏った病的な精神状態の総称。統合失調症、薬物・アルコールその他の中毒または依存症などがある。申請により県から精神保健福祉手帳が交付される。
成年後見人等	家庭裁判所により選任された成年後見人、保佐人、補助人を指す。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護・支援する。
専門職	認知症や知的障害、精神障害のため、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が金銭管理や身上保護などで不利益を受けないよう、支援する専門職のこと。弁護士、司法書士、社会福祉士等がこれに該当する。
成年後見制度	病気や障がいのため判断能力が著しく低下することにより、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれがある人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う制度。

地域共生社会	福祉は支えるもの与被えられるものといったように「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協同して助け合いながら暮らすことができる地域社会をいう。
地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。各市町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域連携ネットワーク	地域連携ネットワークとは、地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や社会、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。
知的障がい	知能を中心とする精神の発達に幼少期から遅れていて社会生活への適応が困難な状態。知能指数を基準に、軽度（B2）・中等度（B1）・重度（A2）・最重度（OA、A1）の区分があり、申請により県から療育手帳が交付される。
チーム	本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者による既存の支援体制に、法的な権限を持つ成年後見人等が参加し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。
中核機関	中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護を果たすように主導する役割を持っている。
日常生活自立	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が

支援事業	不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう社会福祉協議会等が窓口となり、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
任意後見制度	任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人という。）を、自ら事前の契約によって決めておく制度。
認知症	狭義では「後天的な脳の器質的変化により知能が低下した状態」を指すが、医学的には、知能のほかに記憶や見当識を含む認知の障がいや人格変化などを伴った症候群として定義される。原因となる疾患の種類によっていくつかの分類があり、症状はそれにより異なる。近年は物忘れ外来の設置や、専門医の配置など医療環境の整備も進められており、様々な研究も行われている。
法人後見	法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族や専門職等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。
要支援・要介護認定	介護保険サービスを受けるにあたり、被保険者の申請により、心身の状況と主治医の意見に基づいて、要支援 1.2、要介護 1～5 の区分のどのレベルであるかを判定して認定すること。

## 第二期山武市成年後見制度利用促進基本計画

発行 令和5年3月

編集 山武市 保健福祉部 高齢者福祉課  
社会福祉課

〒289-1392

山武市殿台 296 番地

電話 0475-80-2642 (高齢者福祉課)

0475-80-2614 (社会福祉課)